

南木曾町内発生土置き場（押出北）における環境の調査及び影響検討の結果並びに環境保全に対する助言

1 全般

- (1) 工事の実施及び工事用車両の運行に当たっては、「南木曾町内発生土置き場（押出北）における環境保全について」（以下「環境保全計画書」という。）に記載した環境保全措置を確実に実施するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討し、地域住民の生活環境及び自然環境への影響を回避又は最大限低減するよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、工事完了後の維持管理計画を含め、地域住民、南木曾町等との丁寧かつ十分な連絡、調整及び協議に努めること。また、環境保全措置の実施状況は、地域の安心につながる重要な情報であるため、積極的な公開に努めるとともに、地域住民等への丁寧かつ十分な説明を行うこと。
- (3) 発生土置き場（押出北）計画地（以下「計画地」という。）が位置する南木曾地域は、妻籠宿等の観光資源が豊富であることから、域外からの訪問者等にも配慮し、場所の選定、関係者との調整及び合意形成の経緯について、環境保全計画書に明記すること。

2 大気質、騒音・振動

- (1) 工事の実施及び工事用車両の通行に伴う騒音・振動については、地域住民や隣接する宿泊施設の利用者への影響が懸念されることから、関係者と事前に十分な協議を行った上で、工事従事者への継続的な講習・指導の実施等必要な措置を講じ、影響を最大限低減するとともに、苦情に対しては早急な対応に努めること。
- (2) 計画地周辺では、地域特有の強風による粉じん等の飛散を懸念する意見が地域住民から寄せられていることを踏まえ、発生土の運搬及び盛土の造成等に当たっては、粉じん等の発生を未然に防止する観点から、清掃や散水等の措置を講じ、飛散防止に努めること。

3 水環境

工事により発生する濁水が周辺に生息する魚類等に影響を及ぼさないよう十分配慮すること。また、放流に当たっては、漁業権を管理する木曾川漁業協同組合、河川管理者等の関係機関と十分な協議を行い、必要な対策を講じること。

4 地形・地質

- (1) 計画地の一部は山地災害危険地区にあたり、かつ大規模な盛土が計画されていることから、盛土の崩壊により下流域における災害の発生が懸念される。このため、盛土の安定性について慎重な検討を行うとともに、周辺の地形や地質にも配慮した万全の安全対策を講じること。

- (2) 各ボーリング地点における地質柱状図や土地の安定性の検討断面等を踏まえ、発生土置き場及びその周辺における地質の水平的な広がりや地盤の特徴について適切に評価を行い、その結果を地域住民に理解しやすい形で「南木曾町内発生土置き場（押出北）における環境の調査及び影響検討の結果について」（以下「影響検討書」という。）に記載すること。
- (3) 地下排水工については、地下排水管の詰まり等により盛土内に水位が発生する場合も想定し、盛土の安定性について慎重に検討すること。また、設計どおりの排水機能が確保されているか工事中から定期的に確認し、その結果に応じて設計の見直しを行う等必要な対策を講じること。
- (4) 土砂災害の発生履歴については、三六災害（昭和 36 年梅雨前線豪雨）時の計画地周辺及び南木曾町内における被害状況を含め、当該災害以前から現在までのより広範な調査結果を影響検討書に記載すること。

5 動物・植物・生態系

- (1) モリアオガエルの移設については、そのタイミング及び卵塊の固定先を慎重に見極めたうえで作業を行うこと。また、移設後のモニタリングについては、個体数の記録・報告のみではなく、移設された個体の更新が確認できるよう詳細な情報の把握にも努めること。
- (2) カヤランの移植については、共生する菌類と一緒に移植前と同じ樹種に固定するとともに、移植作業時の乾燥を防ぐよう配慮すること。また、移植後のモニタリングは、開花・繁殖の時期に行うとともに、生育上重要な空中湿度の測定は、適切な時期及び時間帯に実施すること。
- (3) 緑化による法面の保護にあたっては、切土で生じた表土を使用するとともに、地域由来の種子の使用にも配慮すること。

6 景観・人と自然との触れ合い活動の場

計画地に隣接する宿泊施設は、静穏な環境で心身の癒しを求める観光客を対象とした施設であることを踏まえ、発生土置き場の設置及び存在が周辺の景観や人と自然との触れ合い活動の場に及ぼす影響の有無及び程度について影響検討書に記載すること。なお、影響の検討にあたっては、宿泊施設と十分な協議を行うこと。

7 その他

工事用車両の通行に伴い、路面の劣化が懸念されることから、常に路面の状況を確認し、必要に応じて道路管理者と協議の上、一般車両等の安全確保のための措置を講じること。